

## 構造改革特別区域計画

### 1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

茨城県那珂郡東海村

### 2 構造改革特別区域の名称

東海村福祉有償運送セダン型車両特区

### 3 構造改革特別区域の範囲

茨城県那珂郡東海村の全域

### 4 構造改革特別区域の特性

#### (1) 東海村の状況

東海村は、県都水戸市から北東におよそ 15 km、関東平野の北東部に位置し、東は太平洋に面し、西は那珂市、南はひたちなか市、北は久慈川を隔てて日立市と接している。村の西部に国道 6 号、東部には国道 245 号が通り、その間に J R 常磐線が村を縦断し中央部付近に J R 東海駅がある。

平成 17 年 4 月 1 日現在の人口は 35,521 人で、そのうち 65 歳以上の人口は 5,797 人。高齢化率は 16.3% になり、年々増加している。茨城県の平均と比べると若干低くなっている。しかし、地域により格差があり原子力事業所関係の団地などは、65 歳以上の人がほとんど居ないが、旧来からの住宅地や農村地は高齢化率が高く 30% を越えている地域もいくつかある。

#### (2) 移動制約者の状況

##### 介護保険の要支援・要介護者

東海村の介護保険の認定状況は、平成 17 年 4 月 1 日現在で 775 人が要支援・要介護認定を受けており、65 歳以上者 5,797 人のうち第 1 号保険者は 12.7% である 738 人(表 1)となっている。また、居宅介護(支援)サービスを利用している人は、469 人となっており、その内 65 歳以上の第 1 号被保険者は高齢者人口の 7.7% で 444 人(表 2)となっている。このなかで要介護 3 以上の者は、福祉車両での輸送が基本であるが、要支援、要介護 1 及び要介護 2 の者については、ほとんどの人が福祉車両を必要とする状況ではない。

### 身体障害者手帳の交付者から見る移動制約者

身体障害者手帳の交付状況は、平成 17 年 4 月 1 日現在で 800 人（表 3）になっており、公共交通機関の利用が難しいと思われる視覚障害者及び肢体不自由障害者は、それぞれ 63 人、466 人の計 529 人となっている。

肢体不自由障害者の 1・2 級の者 226 人については、移動の際に福祉車両が必要であると思われるが、3 級以下の肢体不自由障害者及び視覚障害者については、障害が重複していない場合は、福祉車両を利用する必要はないと思われる。ただし、これらの人たちが公共交通機関を利用する場合は、単独での利用は困難であり、ガイドヘルパー等を利用する必要がある。

### 知的障害者における移動制約者

知的障害者の判定を受けている人は、平成 17 年 4 月 1 日現在で 149 人（表 4）である。1 人で外出するのが困難な中度以上の知的障害者は 126 人となっており、そのうち更生施設に入所していない 108 人が在宅で生活している。

知的障害者は、交通法規の理解、安全確認などが出来ない者が多く、また、介護者や環境が変わることで、たとえば初めて利用する自動車などに乗ることによってパニックに陥る障害者も多い。そのため、肢体不自由との重複障害がない知的障害者、特に中度以上の者については、セダン型等に利用拡大した福祉有償移送サービス会員の運転による有償福祉輸送が必要となる。

### 精神障害者

精神保健福祉手帳交付状況は、平成 17 年 4 月 1 日現在で 49 人（表 5）である。このうち、1 級の障害者で引きこもりの傾向がある者にとっては、心を許した介護者と一緒に初めて外に出ることが出来るようになるため、同じ条件で乗ることの出来る有償福祉輸送が必要となる。

### 要介護認定

（表 1） 要介護（要支援）認定者数

平成 17 年 4 月 1 日現在 単位：人

区 分	要支援	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	計
第 1 号被保険者	74	189	153	117	85	120	738
65 才以上 75 歳未満	11	28	19	17	13	15	103
75 歳以上	63	161	134	100	72	105	635
第 2 号被保険者	4	5	9	10	4	5	37
総 数	78	194	162	127	89	125	775

(表2) 居宅介護(支援)サービス受給者数 平成17年4月1日現在 単位:人

区分	要支援	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
第1号被保険者	37	140	102	64	43	58	444
第2号被保険者	2	4	6	7	3	3	25
総数	39	144	108	71	46	61	469

(表3) 手帳取得者状況 平成17年4月1日現在 単位:人

等級	視覚	聴覚	音声言語	肢体不自由	内部	計
1	23	4	0	116	124	267
2	18	34	0	110	1	163
3	7	12	5	74	23	121
4	4	7	3	87	39	140
5	7	1	0	61	0	69
6	4	18	0	18	0	40
計	63	76	8	466	187	800

(表4) 知的障害者の障害別状況 平成17年4月1日現在 単位:人

18歳未満			18歳以上			計
重度	中度	軽度	重度	中度	軽度	
22	17	9	52	35	14	149
(うち更生施設入所者)			(うち更生施設入所者)			19
0	0	0	16	2	1	

(表5) 精神保険福祉手帳交付状況 平成17年4月1日現在 単位:人

等級	1級	2級	3級	計
人数	12	20	17	49

## (3) 公共交通機関の状況

村内には、JR常磐線が通っているが駅は1つで、村内での移動には利用できない。

また、村内のバス路線は、民間経営による茨城交通株式会社1社が8路線を運行している。運行本数は茨城東病院へ向かう便が1時間に1ないし2本の便があるほかは1日数本程度の便であり、最終バスの時刻も午後7時台の早い時

間帯の設定になっている。また、運行エリアは村内の一部幹線を経由するのみで村全体をカバーしていない。車両についてはノンステップバスの運行もなく、移動制約者にとっては利用しづらくなっている。なお、平成17年7月までに赤字を理由として、そのうちの3路線を廃止する計画となっている。

民間バス事業者の赤字路線廃止撤退に伴い、高齢者、障害者、免許不保持者等「移動制約者」の移動手段確保のため、平成9年7月から無料の車イス対応の福祉循環バスの運行を行っているが、運行するバスが2台しかなく、運行コースも限られているため、時間や曜日が合わないと、なかなか思うような時に利用が出来ず総人口に対しての利用率は少ない。

福祉循環バス運行実績	(平成15年度)	(平成16年度)
・年間運行日数	295日	294日
・年間利用人数	25,713人	34,444人
・1日当たりの利用数	87.2人	117.2人

東海村内に本社、営業所を置くタクシー会社は3社である。

本村では、障害者手帳1・2級所持者、療育手帳A・A所持者で一般の交通機関を利用することが困難な方又は下肢が不自由な方に対して福祉タクシー券を交付し補助を行い、一定の成果を上げている。しかし、視覚障害者等は、乗車するまで及び降車後目的場所までの対応が出来ないこと、重度の知的障害者は車両が変わることによりパニックを起こしてしまうなど、障害者本人及びその家族がいつでも安心して利用できる状況ではない。

(表6) 福祉タクシー券利用実績 平成16年度

会社名	利用枚数	補助金額	備考
常東タクシー	1,178枚	1,628,900円	所有台数 10台 福祉タクシー 1台
東海タクシー	637枚	846,620円	所有台数 12台
茨交サントタクシー	427枚	609,910円	所有台数 16台
計	2,242枚	3,085,430円	

## 5 構造改革特別区域計画の意義

本村地域における有償の福祉移送サービスの活性化を図るため、規制緩和を行うことで、既存の社会福祉法人・NPO法人等の市民団体の活力を引き出し、当該事業を拡大することによって移動制約者が健常者と同じように移動できるよう環境整備しようとするものである。

本村は、民間のバス事業者の赤字路線廃止撤退に伴い、高齢者、障害者、免許不保持者等「移動制約者」の移動手段確保のため、平成9年7月から福祉循環バスの運行を一般貸切旅客自動車運送事業者に委託する方式で開始した。村内の各地域の集会所や公共施設を循環運行しているが、運行本数やバス停留所が少なく必ずしも村民が満足できる運行体制にはなっていない。時間や曜日が合わない、なかなか思うように利用が出来ず利用者に不便をきたしている現状である。そうした状況に対応して、現状の公共交通機関では外出が困難な障害者・高齢者などに対して、在宅福祉サービス団体による移送サービスが実績を重ねてきている。その中でも、必ずしも福祉車両を必要としない移動困難者の送迎については、セダン型車両を利用した移送サービスが有効であると考えられる。また、歩行困難な高齢者などは、公共交通機関の利用が難しくなるにつれて、外出をあきらめて家に閉じこもる傾向があり、セダン型車両により外出支援を行うことで、生活に楽しみを取り戻し介護予防につながる効果が期待される。

## 6 構造改革特別区域計画の目標

東海村では、高齢者や障害者など外出が困難な移動制約者に対して、福祉タクシー券や福祉移送サービス事業などを実施し実績を高めてきたが、利用枚数に制限があったり通院などの利用時間が重なったりするため、必ずしも移動制約者が満足できる利用が出来ていなかった。

特例措置によるセダン型等の車両を使用した福祉有償運送サービスを実施し充実させることにより、要介護高齢者や障害者など移動制約者の生活の利便性を向上させ、家族の移動及びそれに伴う介護に要する負担を軽減出来ることになる。これによる要介護高齢者や障害者などの社会参加と介護者の就労機会の促進を図り、ともに生きるまちづくり精神を発揮し、住み慣れた地域で生き生きと生活できる地域社会を基盤とした福祉をすすめることを目標とする。

## 7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

NPO法人等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両を拡大していくことにより、福祉や医療のサービスを今まで以上に受けやすくなるだけでなく、これまでは諦めていた余暇活動や地域活動への参加も可能となり、高齢者の介護予防効果や社会的入院の減少が期待できる。

また、移動制約者の外出する機会の増加に伴い、買い物等による消費の拡大や福祉有償運送協力会員・ヘルパーなどの雇用拡大も図られ、経済的な効果が見込まれる。

福祉有償運送等運営協議会などを通して、ボランティア輸送を行う社会福祉法人・NPO等とタクシー事業者等が交流することにより、両者がそれぞれ得意分野を活かす形で移動困難者の外出支援に取り組むことが出来れば、様々な福祉事業などの拡大にもつながる可能性がある。

## 8 特定事業の名称

NPO等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両の拡大事業1206(1216)

## 9 特定改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

### (1) 外出支援サービス事業

- ・実施主体 東海村 高齢福祉課・社会福祉課
- ・対象者 65歳以上の高齢者，身体障害者手帳1・2級所持者療育手帳A・A所持者で一般の交通機関を利用することが困難な方又は下肢が不自由な方  
(平成17年度から身体障害者3級所持者も対象とする)
- ・利用回数 年間48回(慢性透析療養治療者は年間72回)  
(平成17年度から慢性透析療養治療者は年間144回)
- ・助成額 タクシー料金の1/2，5,000円/回まで

## (2) 福祉循環バス運行事業

- ・実施主体 東海村 高齢福祉課
- ・対象者 だれでも利用できる。ただし、混雑時には高齢者や障害者の方を優先。
- ・運行コース 村内を「北コース」「南コース」の2コースに分け、さらに「月・水・金」、「火・木・土」の曜日別に巡回経路を変えることで村内を4地区に分けて路線を設定。
- ・運行日 日曜日・祝日・年末年始を除く毎日
- ・料金 無料
- ・その他 車イス対応のマイクロバス2台を運行

## (3) デマンド交通システム事業(計画)

- ・実施主体 東海村
- ・対象者 全村民が利用できる。
- ・内容 電話予約による乗りあわせのドア to ドアの送迎サービスとする。村内全エリアを送迎範囲とする。  
料金やルート、運行時間等については、デマンド交通運営委員会(仮称)を立ち上げ検討する。

## 別紙

### 1 特定事業の名称

NPO等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両の拡大事業  
1206(1216)

### 2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

特区内においてセダン型等の一般車両を用いて輸送サービスを実施する社会福祉法人・NPO法人等の非営利法人

### 3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画認定日

### 4 特定事業の内容

#### (1) 運営主体

- ・ 東海村内で活動を行う社会福祉法人・NPO法人等の非営利法人

#### (2) 事業がおこなわれる区域

- ・ 出発地又は到着地が東海村

#### (3) 事業により実現される行為

- ・ 要介護認定者、身体障害者、知的障害者、難病患者等の移動制約者で、あらかじめ運営主体に登録をした会員及びその同伴者に対し、一般車両を用いて有償で送迎サービスを提供する行為。

### 5 当該規制の特例措置の内容

平成16年度から一定の条件を付して許可されることとなったNPO等による福祉有償運送は、車イス対応や寝台車両などの福祉車両を用いるボランティア輸送に限定している。人工透析患者や知的障害者、座位を保てる高齢者等に対しては、福祉車両を用いる必要がなく、一般車両を用いてサービスを提供することが適しているため、福祉有償運送の運行車両を拡大しようとするものである。

#### (1) 東海村福祉有償運送等運営協議会の設置

東海村における社会福祉法人・NPO法人等の非営利法人による福祉有償運送の必要性や、福祉有償運送の実施に伴う安全の確保、旅客の利便の確保について協議するために、東海村が主宰者となり、東海村福祉有償運送等運営協議会を設置する。



#### 運営協議会の委員構成

次に掲げる者の内から村長が委嘱する。

- 1) 茨城運輸支局長又はその指名する職員
- 2) 公共交通機関
- 3) 想定される有償運送の利用者の代表
- 4) ボランティア団体の代表
- 5) 地域住民の代表
- 6) 行政関係者
- 7) 福祉有償運送実施団体

#### 運営協議会の開催

- ・ 協議会は、会長が招集し、議長を務める。
- ・ 協議会は、委員の過半数が出席しなければ開催できない。
- ・ 協議会の議事は、委員の過半数で決し、可否同数の場合には、議長が決定する。
- ・ 会長は、運営協議会において必要と認められた場合には、関係者等に出席を求め、意見を聴くことができる。

#### 運営協議会の事務局

- ・ 運営協議会に関する事務は、東海村福祉部社会福祉課において処理する。

#### (2) 運送主体

- ・ 東海村で活動する社会福祉法人・NPO法人等の非営利法人で、運営協議会の協議を経て、道路運送法第80条第1項の許可を受けた事業所とする。

#### (3) 使用車両

- ・ 以下の条件を満たす福祉車両並びにセダン型等の一般車両とする。

##### 使用権限

運送主体が使用権限を有している車両、又は、運転者等から提供される自家用自動車以下を以下の条件を満たす車両。

- ・ 運送主体と自家用自動車を提供し当該運送に係る契約が締結され、当該契約の内容を証する書面が作成されていること。
- ・ 有償運送の管理及び運営、特に事故発生、苦情等への対応について運送主体が責任を負うことが明確化されていること。
- ・ 利用者に対し、事故発生、苦情等の対応に係る運送主体の責任者及び連絡先が明瞭に表示されていること。

#### 車両の表示

外部から見やすいように使用自動車の車体の側面に有償運送の許可を受けた車両である旨、次のとおり表示すること。

- ・「有償運送車両」又は「80条許可車両」の文字
- ・文字はステッカー、マグネットシート等による横書きとし、自動車の両側面に行う。

#### 自動車登録簿の作成

運送主体は、使用する自動車の形式、自動車登録番号及び初年度登録年、損害賠償措置、関係する設備又は装置その他必要な事項を記入した自動車登録簿を作成し、適切に管理する。

### (4) 運転者

#### 自動車免許の種別及び講習等

普通第二種免許を有することを基本とする。

普通第二種免許を有しない場合は、運営協議会の意見を踏まえ、以下の条件などにより有償運送に十分な能力及び経験を有していると認められたものとする。

- ・申請日前3年間運転免許停止処分を受けていないこと。
- ・茨城県公安委員会等が実施する実車の運転を伴う特定任意講習等の講習を受講した者であること。
- ・社団法人全国乗用自動車連合会等が実施するケア輸送サービス従事者研修を終了したもの。
- ・移送サービスマニュアル編集委員会が発行するテキスト等に基づき運送主体が自主的に行う福祉輸送に関する研修を終了した者。
- ・その他移動制約者の輸送の安全の確保に関し必要な知識又は経験を有する者。

#### 運転者名簿の作成

運送主体は、運転者の氏名、住所、年齢、自動車免許の種別、交通事故その他道路交通法（昭和35年法律第105号）違反に係る履歴、安全運転等に係る講習等の受講歴及びその他必要な事項を記入した運転者名簿を作成し、適切に管理する。

### (5) 損害賠償措置

- ・運送に使用する車両全てについて、対人無制限及び対物2,000万円以上の

任意保険若しくは共済（搭乗者障害を対象に含むものに限る）に加入していること。

・運送主体として、乗降介助時の事故に対応する保険に加入していること。

（ 6 ） 運送の対価

一般旅客自動車運送事業及び地域の公共交通機関の状況等地域特性を勘案しつつ、営利に至らない範囲において設定するものとする。上限については、一般乗用旅客自動車運送事業のおおむね2分の1を目安とするが、村民の福祉を目的に実施している事業なので、当面は距離に関係なく一律1時間500円とする。

（ 7 ） 管理運営体制

運行管理、指揮命令、運転者に対する監督及び指導、事故発生時の対応並びに苦情処理に係る体制その他の完全確保及び旅客の利便の確保に関する体制が、明確に整備されていること。

（ 8 ） 法令遵守

許可を受けようとする者が、道路運送法第7条の欠格事由に該当するものではないこと。